

皆さまのご理解とご協力を

道路への雪だし・路上駐車は 除雪作業の大敵！！



町では、降雪期間（12月～3月）の町道の交通確保のため、除排雪作業を行います。

【出動目安は15cmの積雪！・除雪作業へのご協力のお願い。】

15cmの積雪深を出動目安にパトロールを実施して、道路状況により作業を行います。限られた人員により効率的な除雪作業を行う必要があるため、町民皆さまの除雪に対するご理解とご協力が必要です。また、除雪作業は安全第一で行っていますが、作業中の除雪車は、交差点付近での後退や、センターラインを越えての作業をすることもあり、大変危険です。作業中の除雪車には十分ご注意ください。

【路上駐車・道路への雪出しは除雪作業の大敵です！】

車両の路上（違法）駐車は、作業の妨げとなります。また、除雪後の道路への雪出し行為は道幅を狭くし、通行の障害となります。一人ひとりの心がけで安全な交通が確保されるため、次の事項にご協力をお願いします。

～ポイント～

- ①除雪作業の障害となるものは、路上に放置しないでください。
- ②道路に面した『さく等』は撤去してください。
- ③除雪車通過後に残される雪は、各自で処理されるようお願いいたします。特に高齢者の家庭等には、ご近所のご協力をお願いします。
- ④猛吹雪の時や夜間の除排雪は、視界が悪く非常に危険なため作業を行いません。
- ⑤各家庭・事業所の雪は、道路へ雪出しせず、敷地内で処理するか、町が指定する雪捨て場所に運んでください。
- ⑥町指定雪捨て場所は、**八雲地域**は大新6番地1（八雲町スポーツ公園グランド横）と落部川河川敷（落部橋から山側）、**熊石地域**は熊石鮎川町（熊石漁港ふれあい広場手前）と熊石相沼町（旧相沼小学校グラウンド）の計4か所です。また、捨てられた雪の中にゴミ等を混入させないでください。
- ⑦早朝の除雪作業中は、作業員にわかりやすいよう車のライトを点灯して走行してください。

【道路への雪出しは法律で禁止されています！】

道路交通法第76条では、道路における交通の危険や妨害行為が禁止されており、また、同法施行細則第19条に、その禁止行為として「道路に雪をまき、又は捨てること。」を規定しています。

【問い合わせ先】

- 八雲地域
 - ・八雲町車両センター ☎0137-62-2350
 - ・建設課車両係 ☎0137-62-2115
- 熊石地域
 - ・熊石総合支所地域振興係 ☎01398-2-3111

落部地区冬期間通行止めのお知らせ

【通行止区間】 八雲町落部1058番地
町道川向1号線（延長0.1km）

12月から3月までの期間、除雪ができないため通行禁止とします。



●はぴあ八雲からのお願い●

はぴあ八雲の駐車場は当施設利用者のための駐車場ですが、利用者以外の方やJRの利用者などの長時間駐車により、駐車スペースが無くなり大変困っています。また、冬期間の夜間駐車は、除排雪の妨げになりますので、駐車場の適切な利用をお願いします。

【問い合わせ先】

はぴあ八雲 ☎0137-68-2228